

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】（水俣病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁判の概要
1	熊本県知事	福岡市の男性	水俣病 認定	棄却 本件は、請求人が、水俣病の認定申請をしたところ、処分庁が、令和2年11月11日付けで認定を行わない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が、同月28日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は、昭和33年11月の出生時から現在まで福岡県内に居住しており、水俣湾周辺の魚を食べる機会があったのは、出生後昭和46年まで年2週間程度母方親戚方に滞在したときだけであり、請求人の母も、請求人を妊娠中は福岡県内で居住しており、妊娠中は2週間程度葦北郡芦北町湯浦の実家に帰省しただけであること、請求人と同居していた両親も水俣病の被認定者ではないことから、請求人の母に、請求人を妊娠中、メチル水銀に対する濃厚なばく露があったとは認め難く、請求人に、水俣病の発症を考慮すべき程度のメチル水銀に対するばく露があったと認めることもできない。 神経内科検診において、触覚、痛覚、振動覚のいずれの刺激でも全身にしびれ感があり、右膝関節痛があるが、触覚、痛覚は低下しておらず、深部感覚も正常であること、全身の異常は水俣病患者に通常みられる感覚障害とは異なること、水俣湾周辺地域で水俣病が発症する可能性のあるレベルのメチル水銀のばく露が存在する状況ではなくなってから15年以上も経過した後に水俣病を原因とする異常が発生したとは考え難いこと、右足を大腿骨骨折して変形治癒していることから、水俣病を原因とする感覚障害があるとは認められない。知的障害、協調運動障害、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害があるとも認められないことから、請求人に水俣病を原因とする症候があるとはいえない。 よって、原処分は相当である。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁判】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び審査請求の内容	裁判の概要
1	独立行政法人環境再生保全機構	山形県酒田市の男性	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	棄却 本件は、請求人が、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったとして、法第4条第2項に基づく認定申請をしたところ、処分庁が、令和6年7月26日付けで認定を行わない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が、同年8月9日付けで原処分の取消しを求める審査請求をした事案である。 請求人は、職歴から、大量の石綿にばく露していた可能性はある。しかしながら、画像所見では、胸膜ブランク、じん肺法に定める第2から3型程度の肺線維化所見、嚢胞性病変等は認められるものの、石綿肺としての特徴を相当程度に有しているとは認められず、また、呼吸機能検査の結果、著しい呼吸機能障害も認められない。 よって、請求人が著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったとは認められず、原処分は相当である。